

平成30年度青森県農地中間管理事業推進方策

青森県農林水産部

(公社)あおり農林業支援センター
(農地中間管理機構)

(一社)青森県農業会議

(農業委員会ネットワーク機構)

青森県土地改良事業団体連合会

1 推進方針

県では、本県農業の持続的発展を図るため、本県農業の担い手に農地の9割を集積・集約化することを目標として、農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）による農地の利用集積と農地の有効活用を進めています。

本県における平成28年度末の担い手への農地集積率は51.4パーセントと、徐々に高まっており、平成29年度の機構事業の活用実績は、過去最高の1,877ヘクタールとなるなど、これまでの取組の成果が現れてきています。

平成30年度は、全市町村の農業委員会が新体制に移行し、農地利用最適化への取組が本格化するほか、機構事業に関連した農地整備事業がスタートすること等を契機として、担い手への農地の集積・集約化を一層加速させていくこととします。

このため、県、公益社団法人あおり農林業支援センター（以下「支援センター」という。）、一般社団法人青森県農業会議（以下「県農業会議」という。）及び青森県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）の4者が連携し、以下の取組を重点的に推進します。

2 取組内容

(1) 人・農地プラン等の検討を通じた合意形成の促進

地域での話し合いを通じて担い手を明らかにし、その担い手に農地を集積・集約していくため、人・農地プランの見直しや地域営農ビジョン等の作成の場を利用し、農地情報公開システム（農地ナビ）や水土里情報システムを活用するなどして、地域の合意形成を促進します。特に、法人化を検討している集落営農組織やほ場整備事業の実施予定地区など、話し合いの機運が高まっている地域を重点的に支援します。

- ① 合意形成の促進のため、直接支払交付金等の会合を活用した人・農地プランの話し合いの場づくりを誘導
- ② ほ場整備事業実施予定地区において、地域営農ビジョンの作成を支援
- ③ 法人化の意向がある集落営農組織等の営農計画の作成を支援

- ④ 農業経営サポート事業（農業経営相談所）と機構事業との連携
- ⑤ 農地ナビ等の活用研修を実施するほか、活用マニュアルを作成・配付

（２）農地利用最適化推進委員等の活動強化による機構事業の活用促進

平成30年8月末に、県内全市町村の農業委員会が新制度に移行し、農業委員及び農地利用最適化推進委員による「農地利用の最適化」に向けた体制が整うことから、農業委員会の活動強化を支援するとともに、地域の農地の利用調整役を担う農地利用最適化推進委員等の活動と連動しながら、機構事業の活用促進に取り組みます。

- ① 新体制に移行する7農業委員会を対象とした実務研修を実施
- ② 新体制に移行済みの農業委員会に対しては、農地利用最適化推進委員等の活動をフォローアップする研修等を実施
- ③ 機構事業を活用した「農地利用の最適化」に向けて、農地利用最適化推進委員等の戸別訪問等による情報収集活動を強化
- ④ 機構事業推進員と農業委員、農地利用最適化推進委員が、地域で行われる人・農地プランや営農ビジョン等の話し合いの場へ積極的に参加し、農地集積の気運が高まった地域で事業の周知や個別相談を実施

（３）地域ごとの取組や重点期間設定による集中的な取組の展開

農業経営の特徴や農地集積の状況が地域によって大きく異なることから、市町村が地域の実情を踏まえて設定した「重点取組事項」を、関係機関が協力して、その実践を支援します。また、夏季と秋季に重点取組期間を設定し、働きかけの対象や内容を絞り込みながら、機構事業の活用促進に向けた集中的な活動を展開します。

- ① ほ場整備事業実施地区における機構事業の活用を促進
- ② 集落営農法人や大規模経営体（稲作、畑作、果樹、畜産）の機構事業の活用を誘導
- ③ 特定農作業受委託や農地法、農業経営基盤強化促進法による貸借からの切り替えを促進
- ④ 農地の受け手を認定農業者（再認定を含む）、認定新規就農者へ誘導するとともに、一定規模以上の農業者を基本構想水準到達者に位置付け
- ⑤ アンケート調査や戸別訪問等により農業者の経営の意向や農地の利用実態を把握し、出し手の掘り起こしと機構事業への誘導
- ⑥ 農地パトロールの時期である夏季や貸借契約が増える秋季に重点取組期間を設け、地域や対象者を絞り込んで機構事業の利用を働きかけ

(4) 農地整備事業と農地中間管理事業の連携強化

機構が借り入れている農地について、県が、農業者の費用負担や同意を求めずに大区画化等の基盤整備を実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）が創設されたことから、機構関連事業の円滑な実施に向けて、関係機関の推進体制を整え、基盤整備が遅れている地域を中心に、機構関連事業の活用促進を図っていきます。

また、ほ場整備事業の実施地区においても、土地改良区への機構事業の業務委託等を通じて、機構事業の活用を促進します。

- ① 機構関連事業の推進に向けた関係機関の役割分担の明確化と情報共有の体制づくり
- ② 県民局（農村整備担当、機構事業担当、営農指導担当）及び支援センターは、ほ場整備実施地区に設置する地区事業推進協議会に参画し、地域の合意形成を促進
- ③ 既存のほ場整備事業を実施中の地区において、機構事業を原則とする利用集積を推進するとともに、ほ場整備が完了した地区においては、特定農作業受託等から機構事業への移行を誘導
- ④ ほ場整備事業実施地区における機構事業活動マニュアルを作成・配付
- ⑤ 支援センターは、機構事業の推進に係る業務を土地改良区に委託し、受託した土地改良区は、機構事業活動マニュアルを活用しながら、ほ場整備実施地区における農業者への周知、機構事業の貸付事務等を実施

(5) 農地中間管理機構の機能を生かした樹園地継承の仕組みづくり

本県耕地面積の約15パーセントを占める樹園地は、経営主の高齢化や労働力不足等を背景に経営の継続が課題となっているほか、貸借は進みにくい状況にあります。

このため、りんご生産者団体と連携して、果樹経営者の経営意向の把握に努めるとともに、機構事業と果樹の改植事業や担い手支援事業等を組み合わせた担い手への集積など、樹園地を継承する仕組みづくりに取り組みます。

- ① 公益財団法人青森県りんご協会（以下「県りんご協会」という。）と連携し、機構事業の周知活動や果樹経営の意向把握などの情報収集活動を実施
- ② 県りんご協会等と連携し、新規参入者等に樹園地を継承するモデル地区を設置
- ③ 機構事業や改植事業、農業次世代人材投資資金等の支援事業を活用し、規模拡大農業者や新規参入者を支援
- ④ 弘前市相馬地区において、農地の出し手及び受け手候補者の戸別訪問等によるマッチングをモデル的に実施

(6) 県民への機構事業の周知

機構事業については、地域住民の理解を得ながら進めることが重要であることから、農業者はもとより、広く県民の関心が高まるよう、周知活動を継続します。

- ① テレビ、ラジオ及び新聞等のマスメディアを活用した広報活動を実施
- ② 関係機関・団体の広報誌、ホームページなどを活用したPR活動を展開

3 推進に向けた関係機関の役割分担

関係機関の役割分担を明確化し、連携を強化するとともに、県幹部や支援センター理事長等が定期的に以下の関係機関・団体を訪問して、連携内容の確認や協力要請を行います。

業務内容	機関・団体	県(県民局)		機構	農業 会議	県土連	市町村	農委	農協	改良区	りんご 協会
		農地集積	農地整備								
(1) 人・農地プラン等の検討を通じた合意形成の促進											
①話し合いの場づくり支援		②(①)	②(①)	○		○	①	①	○	○	○
②地域営農ビジョンの作成支援		②(①)	②(①)	○		○	②	①	○	○	
③営農計画の作成支援		②(②)		○		○	①	①	○	○	
④集落営農組織化の話し合い支援		○(①)		①		○	②	②	②		
⑤農地ナビの研修、活用マニュアル作成		②(○)		○	①	①	②	①		○	
(2) 農地利用最適化推進委員等の活動強化による機構事業の活用促進											
①推進委員等の研修実施		①(②)	(②)	○	①	○	②	①			
②推進委員等の情報収集活動の強化		○(○)	(○)	○	②		○	①			
③事業周知や個別相談の実施		○(○)		①	②	○	①	①		○	
(3) 地域ごとの取組や重点期間設定による集中的な取組の展開											
①ほ場整備地区での機構事業活用		②(①)	②(①)	①		○	①	○	○	①	
②大規模経営体等の事業活用誘導		②(①)		①	○		①	○			
③切り替えの促進		○(○)		②	○		①	①		○	○
④認定農業者等への誘導		②(○)		○	○		①	①			
⑤出し手の掘り起こしと事業誘導		○(○)		○	○		①	①			○
⑥重点期間設定による取組展開		①(①)	○(○)	①	①	○	②	②	○	○	○
(4) 農地整備事業と農地中間管理事業の連携強化											
①機構関連事業の推進体制づくり		①(①)	①(①)	①		①	①	②		①	
②事業推進協議会への参画等		○(①)	○(①)	①		②	②	②		①	
③ほ場整備地区での利用集積		○(②)	○(①)	②		②	②	○		①	
④活動マニュアル等作成・配布		①(○)	①(○)	①		②	○	○		○	
⑤土地改良区への業務委託等		○(○)	○(①)	①		○	②	○		①	
(5) 農地中間管理機構の機能を生かした樹園地継承の仕組みづくり											
①周知、情報収集活動の実施		②(②)		①			②	②	○		①
②樹園地の継承モデル設置		①(①)		②			②	○	○		①
③モデル地区での新規参入者等支援		①(①)		②			②	○	○		①
④相馬地区での戸別訪問		②(②)		○			①	①	○		○
(6) 県民への機構事業の周知											
①マスメディアを活用した広報		①(○)		①			○	○			○
②広報誌、HP等を活用したPR		①(○)	○(○)	①	①	①	①	①	①	①	①
(7) 協力金の啓発・交付		①(①)		○			①	②			

(注) 1 ①～②は主体的な順位 ○は積極的に協力 無印の場合でも状況に応じて協力

2 大規模経営体は集落営農を含む。

3 農地集積は構造政策課、(県民局)農業普及振興室、農地整備は農村整備課、(県民局)農村整備担当課。